

# 子育て支援だより



東久留米市子ども家庭部子育て支援課 発行 平成31年1月号

今回は、「平成31年度4月認可保育施設入所希望1次申請」の今後の流れについてお知らせします。

**1次申請利用調整会議の結果発送予定日：平成31年2月4日（月）**

入所内定の通知が届いた場合

入所内定保留の通知が届き、  
希望施設を追加・変更する場合

## 2次申請期間

**受付期間：平成31年2月5日（火）～2月15日（金）**

**受付場所：子育て支援課窓口（市役所2階）**

**受付時間：平日8時30分～17時**

※12時～13時及び土日の受付はありません。

★欠員がある施設のみ、2次利用調整会議を行います。

★希望施設に追加・変更がない場合は、2次申請する必要はありません。

★1次申請をしていない方で、新規入所を希望する場合は、必要書類を持参の上、上記期間に申請してください。

## 2次申請利用調整会議の結果発送予定日

**平成31年2月28日（木）**

※2次の結果後、平成31年3月5日（火）までに内定辞退者が出た場合は、3月8日（金）以降に内定者のみに「繰り上げ内定通知」を発送します。

入所内定の通知が届いた場合

入所保留通知が  
届いた後、繰り上げ内定通知が  
届かなかった場合

## 入所手続き

**となります**

※健康診断受診、  
面接後、入所

## 待機児童名簿に自動的に登録されます

※5月以降の入所は、毎月の退所に応じた欠員補充となります。

※登録後は、平成31年5月入所利用調整会議から平成32年2月入所利用調整会議まで、継続で審査の対象となります。平成31年度分の申請は、新たな手続きは必要ありません。希望施設や家庭状況に変更がある場合は、子育て支援課窓口で変更の届け出をしてください。



0歳児の仮申請をされた方は、対象のお子さんがお生まれになりましたら、出生届を提出後、必ず子育て支援課で本申請の手続きをしてください。期日までに本申請がない場合は、仮申請や内定が取り消しとなりますのでご注意ください。

**本申請受付期限：平成31年2月18日（月）17時まで**

年度中の申請は  
1度で大丈夫！



保育施設の入所についての  
お問い合わせ

東久留米市役所 子育て支援課  
☎ 042-470-7745

# よくある質問Q&A



Q1 1次入所申請の申込み人数は公表されるのですか？

A 1次入所申請における各園、各年齢の「延べ申込み件数」と「第一希望件数」は、1次利用調整会議の結果発送後に、子育て支援課窓口及び市のホームページで公表します。



Q2 1次入所申請でも、2次入所申請でも、受入予定数が0名の園に希望を出しているのですが、入所内定することはありますか？

A 申請時に受入予定数が0名でも、転所や退所、または、内定辞退により急きょ欠員が出た場合、2次利用調整会議の結果で入所内定することがあります。



Q3 1次入所申請の時は求職中でしたが、その後、待機児童になってから仕事が内定しました。何か手続きをした方が良いですか？

A 「勤務（内定）証明書」を提出すると、求職活動要件ではなく、指数が高い就労内定要件となります。提出時期によっては、次回（提出月の翌月）の利用調整から、高い指数で審査されます。お仕事が内定した時や、勤務時間を変更した場合は、子育て支援課へ変更の届け出をしてください。



Q4 入所申請で希望した施設の見学にまだ行っていないのですが、見学した方が良いですか？

A お子さんが毎日過ごす大切な施設ですので、ぜひ一度足を運ばれることをおすすめします。見学を希望する施設に直接お問い合わせの上、日程をご相談ください。



「平成31年度認可保育施設入所申請」の流れについての詳しい説明は、平成31年度「入園のしおり」の4～6ページ及び29ページに記載しています。「入園のしおり」は、市役所2階子育て支援課窓口で配布しているほか、市のホームページからもご覧いただけます。



## 利用者支援員相談をご利用ください

保育施設の入所申請や市内の保育サービス等について、利用者支援員がご案内しています。

※支援員が不在の場合や、お待たせすることがある為、予約をおすすめします。下記までご連絡ください。

日 時：平日（土日祝日、年末年始を除く）  
8時30分～11時30分  
13時00分～16時30分

場 所：市役所2階 子育て支援課

連絡先：子育て支援課 利用者支援員 大塚  
☎ 042-470-7740（直通）  
※ご連絡の際は「利用者支援員相談」とお伝えください。

認可保育所と  
認可外保育所は  
どう違うの？

子どもが病気の時に  
預けられる施設を  
教えて

子どもの発達について  
相談できる所を教えて

ファミリー・  
サポート・センターは  
誰でも利用できるの？

